平成２５年（フ）第２５３号
広島市安佐北区可部７丁目27番12号
破産者　八田　義人
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
横浜市中区赤門町１丁目14番地
破産者　赤川　尚正
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７号
静岡県掛川市八坂335番地　ライムリゾート八坂Ｎｏ．Ⅱ301、破産手続開始決定時の住所静岡県掛川市家代の里１丁目９番地の１
破産者　袴田　憲吾
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１号
島根県鹿足郡吉賀町真田935
破産者　久保ミサ子
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１５８号
神戸市長田区檜川町２丁目５番３号
破産者　森口　卓二
1　破産債権の届出期間　平成26年６月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月17日午前10時
平成26年６月４日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１５号
名古屋市中川区豊成町１番５―1325号　豊成団地、従前の住所愛知県田原市加治町向嶋62番地
破産者　鈴木　　誠
1　破産債権の届出期間　平成26年７月３日まで
2　一般調査期日　平成26年８月７日午後１時50分
平成26年６月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５１２号
札幌市豊平区中の島２条５丁目１番15―102号
破産者　久保田純也
1　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
2　一般調査期日　平成26年８月20日午前11時30分
平成26年６月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６３９号
大阪府茨木市春日１丁目11番４号　パステルハイツ205号
破産者　村田　敏宏
1　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月１日午後３時
平成26年６月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県八女市津江432番地
破産者　有限会社谷口建築
1　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
2　一般調査期日　平成26年８月28日午前11時30分
平成26年６月５日　福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第６３５号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目20番15―301号
破産者　浜田　三枝
1　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
2　一般調査期日　平成26年８月27日午前10時15分
平成26年６月４日
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町田畑701番地12
清算株式会社　中和木材市売株式会社
代表清算人　谷本　文哉
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２６年（ヒ）第３号
大分県玖珠郡九重町大字湯坪字瀬の本628番地10
清算株式会社　株式会社シェヌー・小幡
代表清算人　増田　一修
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所日田支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０５号
鹿児島県霧島市隼人町内1068番地１
清算株式会社　藤田金物株式会社
代表清算人　藤田　達郎
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

平成２６年（再）第１２号
兵庫県加東市秋津1990番89
再生債務者　セントラルゴルフマネジメント株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂島ビルヂング７階　弁護士法人苗村法律事務所　弁護士　苗村　博子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
石川県金沢市古府２丁目248番地
再生債務者　有限会社来夢
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年８月22日から平成26年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部